

国立市ファミリー・サポート・センター事業 利用会員申込登録にあたって

ファミリー・サポート・センターは「子育てのお手伝いをしたい方（支援会員）」と「子育てのお手伝いをしてほしい方（利用会員）」が会員となり、地域で支えあう子育て支援の会員組織です。

利用にあたっては、まず、利用会員登録が必要になります。利用会員登録をしたい方は、下記をお読みいただきご理解の上、別紙「利用会員申込書兼登録書（第2号様式）」にご記入いただき、国立市ファミリー・サポート・センター（国立市子ども家庭支援センター内）へ直接お持ち下さい。（郵送不可）

1.ファミリー・サポート・センターの趣旨について

この事業は会員相互の信頼関係のなかで育む相互支援活動です。ベビーシッター事業ではなく、会員同士がルールを守り協力し合うことによって成り立っている事業であることをご理解下さい。また、お互いのプライバシー保護のため、知り得た個人情報が漏れることのないようにしてください。

2.ご利用にあたってのご注意【重要】

(1) ご利用開始について

会員登録書を提出したことにより、会員登録は完了となります。登録後、実際のご利用までに時間を要することもありますので、ご利用希望の方は、早めにセンターへ具体的な内容をお知らせください。また、ご希望される内容でご紹介できない場合もありますのでご了承ください。

(2) 事前の打ち合わせについて

センターは安心・信頼できる関係のもとで安定した育児支援活動が行われるように会員を紹介しています。会員の紹介が決定した後、事前にアドバイザー立ち合いのもとで、お子さんを含めた顔合わせと支援活動についての打ち合わせを必ず行います。打ち合わせ内容についてアドバイザーが書類を作成してお渡しします。実際の活動はこの内容にそって行われます。ご依頼内容の変更がある場合はセンターまでご相談ください。

(3) 登録後、転居（市内・市外）の際には必ずファミリー・サポート・センターへご連絡ください。

(4) 支援活動時間の短縮・延長について

(ア) 支援会員が活動をスタートした後で活動時間の短縮がある場合でも謝礼金は依頼した時間の全額をお支払いいただきます。時間短縮を希望する場合は、活動スタート前に支援会員の承諾を得てください。

(イ) 時間延長が発生しそうな場合には、早めに支援会員に連絡を取り了解をとって延長料金をお支払いください。

(5) 実費負担について

活動中の支援会員の交通費（往復）やお子さんに提供する食事代については実費がかかります。

(6) 確認活動について

保育施設などへの顔合わせ、場所の確認などが必要な場合は、支援会員と同行して行っていただきます。（市外への確認活動は謝礼金が発生します。）

(7) キャンセルについて

依頼をキャンセルする場合は、支援会員に速やかに連絡を入れ、センターにも必ず報告してください。（キャンセル料が発生する場合があります。）

(8) 病時保育は行いません。

(9) 自動車での活動は行っておりません。

上記のご案内・注意事項等をよくお読みいただいた上で、別紙「利用会員申込書兼登録書」にご記入いただき、ご提出ください。